ネットワーク保守サービス契約条項

（契約目的）

第１条　乙社製品の契約目的は、乙の提供する取扱説明（以下「仕様」といいます）に従って、法令に基づく、税務書類の作成、財務書類の作成、会計帳簿等及びその他の書類を、書面または電磁的記録によって作成し、提出することができる製品をお客様に提供することとします。

（ネットワーク保守サービス）

第２条　乙は、ネットワーク保守サービス契約(以下「本契約」という)にしたがって、ネットワーク環境に対し、保守サービスを提供します。甲は、本契約にしたがって、ネットワーク環境を良好な稼働状態に修復するため、乙の保守サービスを利用することができます。なお、本条で定めるネットワーク環境とは、乙の指定するサーバーと他社製ＰＣをＬＡＮ接続し、ＰＣＬＡＮソフトウエア製品によってデータを相互にやりとりする環境を意味します。以下本契約において同様とします。

２．　本契約は、次の各号に定める事項を契約条件とします。

① 乙指定サーバーと他社製ＰＣが日本国内に設置されていること。

② 乙社製サーバーに、乙指定の保守契約が締結されていること。

３．　本契約は、甲がデータを適切に取り扱えるようネットワーク環境のシステムに対して保守を提供することを契約内容としており、ネットワーク環境で利用されるデータ自体は保守の対象としないものとします。そのため、乙は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、乙は取り扱うことができない状態で保守サービスが提供されます。

４．　本契約は、準委任契約とします。

（ネットワーク保守サービスの内容）

第３条　ｂＮ契約

乙は甲からネットワーク環境に関する不具合解消の要請があった場合、訪問によって、不具合発生原因を診断調査し、原因を切り分け、他社製PCの乙社製サーバーに対する接続・設定環境を修復します。

２．　本契約により交換された旧部品または装置の所有権は、乙に帰属するものとします。

（契約期間の開始日及び自動更新期限の起算日）

第４条　本契約の自動更新期限の起算日は、本契約記載のサーバー機種の納品日の属する月の翌月１日とします。本契約が乙の指定するサーバーの売買契約と異なる時期に締結される場合、本契約の契約期間の開始日は、本契約の契約締結日の属する月の翌月１日とします。なお、乙は本契約の契約締結日から契約期間の開始日までの間、乙は無償にて本契約に準じたサービスを甲に提供する場合があります。

（契約期間、自動更新）

第５条　本契約の契約期間は、本契約に記載の通りとし、更新については、契約期間満了1ケ月前迄に甲、乙いずれからも書面による別段の意思表示のないときは、本契約は引き続き同一条件をもって更に1年間自動的に継続延長され、以後もまた同様とし、第４条に定める自動更新期限の起算日から5年の期間の満了をもって本契約は自動的に終了するものとします。

（支払方法、支払金額及び支払期日等）

第６条　本契約記載の月額料金の支払い方法は、月額払いとし、甲は、本契約記載の月額料金に法定税率による消費税等額を加算した金額を12ケ月にわたって毎月支払うものとします。

２．　支払期日は、口座振替による場合は本契約記載の契約期間の開始日の属する月の翌々月14日を第1回目の支払期日とし、振り込みによる場合は本契約記載の契約期間の開始日の属する月の翌月末日を第1回目の支払期日とします。

３．　第2回目の支払期日は、口座振替による場合は第1回目の支払期日の属する月の翌月14日とし、振り込みによる場合は第1回目の支払期日の属する月の翌月末日とし、以後、更新期間の支払期日も含め、同様とします。
振り込みの場合の振込手数料は、甲の負担とします。

（サービスの提供時間）

第７条　サービスの提供時間は、原則として午前9時から午後5時までとします。但し、土曜日、日曜日、祝祭日その他乙の定める休業日は除きます。

（他社PCの組込みに関する事項）

第８条　本契約締結後に新たに他社製PCを本契約に組み込む場合は、当該製品に係る本契約の金額は、新たに別途乙の定める月額金額とし、甲は毎月本契約の支払期日に当該金額を別途乙に支払うことを、予め承諾するものとします。

（ネットワーク保守サービスの制限事項）

第９条　本契約第３条により提供されるネットワーク保守サービスには、次の各号に定めるサービスは含まれない。但し、甲の要求に基づき乙が提供可能と判断した場合には、別途定める金額にて提供することができるものとします。

① 天災地変、戦争、事故等通常使用では起こりえない原因により生じたネットワーク環境の不具合に対する不具合発生原因の診断調査、技術的原因の切り分け、再接続、再設定サービス。
② 乙またはこの指定業者以外の者によって提供されたサービスを原因として生じたネットワーク環境の不具合に対する不具合発生原因の診断調査、技術的原因の切り分け、再接続、再設定サービス。
③ 乙の指定しない他社製周辺機器を原因として生じたネットワーク環境の不具合に対する不具合発生原因の診断調査、技術的原因の切り分け、再接続、再設定サービス。
④ 甲が乙の規格に合わないコンピータ、ソフトウエア製品等使用したことを原因として生じたハードウエア製品の修理、調整、ネットワーク環境の不具合に対する不具合発生原因の診断調査、技術的原因の切り分け、再接続、再設定サービス。
⑤ 回線事業者の提供するサービス、プロバイダーの提供するサービス、乙の指定のないウイルス対策ソフトの利用またはＵＴＭ導入等に起因して生じたネットワーク環境の不具合に対する不具合発生原因の診断調査、技術的原因の切り分け、再接続、再設定サービス。
⑥ ソフトウエア製品がセットアップされてない他社製PCを原因とするネットワーク環境の不具合に対する一切の作業及び他社製PCが正常な稼働状況にないことを原因として生じたネットワーク環境の不具合に対する一切の作業。
⑦ ネットワーク環境に接続されている他社製PCの乙社製サーバーに対する接続・設定環境を除くハードウエアに対する一切の作業並びに他社製周辺機器のハードウエアに対する一切の作業。
⑧ メール設定やインターネット接続設定等甲の要求に基づき構築された利用環境に対する不具合発生原因の診断調査、原因の切り分け、再構築作業。
⑨ ハードウエア製品やネットワーク環境の搬入・設置・移転・撤去の作業。
⑩ ハードウエア製品やネットワーク環境に関する電源、配線工事、オーバーホールまたはこれに準ずる作業。
⑪ データの復元作業、データの修復作業及びデータのコンバート作業。
⑫ 消耗品やアクセサリーの提供並びに修理及び調整。
⑬ コンピュータウィルス等の感染により生じたハードウエア製品やネットワーク環境の修理、修復及び調整並びに外観を著しく損なったハードウエア製品の修復。
⑭ 甲の要求により、ネットワーク環境の仕様を変更した場合の当該仕様変更部分。
⑮ その他本契約第2条に示すサービスの範囲外の作業。

（自動更新期限経過による本契約終了後の保守サービス）

第１０条　本契約は、自動更新期限経過後の延長はないものとします。

（ネットワーク保守サービスの提供終了）

第１１条　乙は、乙の判断によりいつでもネットワーク環境に関し、ネットワーク保守サービスの提供を終了できるものとします。

２．　前項のネットワーク保守サービスの提供終了が本契約の契約期間中または更新期間中に発生した場合、ネットワーク保守サービスの提供が終了する範囲について、本契約は直ちに自動的に終了するものとします。この場合、甲は予め終了を承諾しかつ乙の責任を問わないものとします。

第１２条　契約期間に関する特記事項

本契約は、乙の指定するサーバーに、乙指定の保守契約の再契約が行われている限り、その範囲で本契約も再契約できる場合があります。

（乙の責任）

第１３条　乙は請求原因のいかんにかかわらず、入力データの消失、破損等、ハードウエア製品、ソフトウエア製品、サプライ商品、ユースウェアサービス、保守サービス、Webサービス、サポートサービスに起因して甲に生じた、通常の損害、特別の事情による損害(損害発生につき乙が予見すべきであった場合を含むものとします。)、逸失利益及び第三者からの賠償その他の請求による損害について、一切責任を負わないものとします。

２．　前項の規定は、乙に故意または重過失がある場合には適用しないものとします。

３．　本契約のもとにおいて乙が損害賠償責任を負う場合、乙は仕様どおりでないと判断した症状の発生源となったハードウエア製品、ソフトウエア製品、サプライ商品、ユースウェアサービス、保守サービス、Webサービスまたはサポートサービスについて、それぞれ当該ハードウエア製品、当該ソフトウエア製品、当該サプライ商品、当該ユースウェアサービス、当該保守サービス、当該Webサービス、当該サポートサービスまたは本契約の月額料金の見積書記載の定価に相当する額を限度額とし、見積書がない場合はそれぞれの販売価格に相当する額を限度額として賠償責任を負うものとします。

（遅延損害金）

第１４条　甲が月額料金の支払いを怠ったときは、甲は乙に対し、遅延利息を日歩４銭の割合で支払うものとします。

（期限の利益喪失）

第１５条　甲が次の各号の一に該当するときは、甲は、乙から何らの通知、催告がなくても、乙に対して負担する一切の債務について、期限の利益を失うものとし、乙に対し直ちにその債務を弁済しなければならないものとします。

① 甲が乙に対する債務の１つでも支払義務を怠ったとき。
② (仮）差押え、（仮）処分、強制執行、税等の滞納処分による差押え、担保権の実行としての競売の申立て、または破産・民事再生手続開始・会社更生手続開始・特別清算開始の申立てがあったとき（但し、第三債務者として（仮）差押え等を受けた場合を除く）。
③ 甲が振り出しまたは引き受けた手形、小切手につき不渡処分を受けるなど支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。

２．　甲が次の各号の一に該当し、乙が請求したときは、甲は、乙に対して負担する債務について直ちに期限の利益を失うものとします。

① 前項第１号に定める以外で甲が本契約等に違反したとき。
② 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。
③ 甲の財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき。

（乙の解除）

第１６条　甲が前条第１項各号または第２項の各号のいずれか一に該当するときは、乙は、何らの通知、催告を要せず、また、乙の義務の履行なくして直ちに本契約等の全部または一部を解除することができるものとし、かつ、甲は解除により乙に生じた損害を賠償しなければならないものとします。

（甲の解約）

第１７条　本契約は、契約更新時を除き、契約期間の中途で解約できないものとします。

２．　契約の更新に際し本契約を解約する場合は、甲はあらかじめ解約について乙と合意の上、契約期間満了の1ケ月前迄に、乙の提供したURLから解約を通知して、本契約を終了させるものとします。

３．　本契約が解約された場合、その後の再契約はできないものとします。

４．　甲が契約期間の中途で本契約を解約する等して本契約が契約期間の中途で終了した場合、甲は乙に対し契約期間の残期間分に対する月額金額全額を一括して支払わなければならないものとします。但し、乙指定のサーバーをリプレイスする場合は除くものとします。

５．　甲が乙指定のサーバーをリプレイスして従前のシステムを終了し本契約を解約する場合、甲は予め解約について乙と合意の上、リプレイス後速やかに、乙の提供したURLから解約を通知して、本契約を終了させるものとします。

（その他）

第１８条　本契約は、次の各号に従って提供されるものとします。

① 乙は、本契約に基づくネットワーク保守サービスにより、システムの稼動が停止する間の賠償責任は負わないものとします。
② 甲は乙所定の適切なネットワーク保守サービスの提供場所を確保し、乙が適時かつ安全にサービスを行うことができるようにするものとします。
③ 甲はネットワーク保守サービスを受けるにあたり、甲のデータを保護するための適切な防御措置を実施し、ハードウエアに記録されたソフトウエア、データ等を、ハードウエアより取り出し保全を図る。また、甲がソフトウエア、データ等をハードウエアに記録された状態で乙に引き渡した場合には、乙は、これらの保全の責任を負わないものとします。
④ 甲は、乙の書面による事前の同意がない場合、本契約及び本契約上の権利・義務を第三者に譲渡もしくは移転することができないものとします。
⑤ 甲が月額料金の支払いを怠ったとき、乙は支払いが再開されるまでの間、一切のネットワーク保守サービスを提供しないことができるものとします。

（個人情報の利用目的の明示）

第１９条　乙は、本契約記載の甲の個人情報を、次の各号記載の利用目的に基づき収集し、利用するものとします。

① 甲の個人情報は、コンピュータシステムの設計、製造、販売、保守等乙の営む事業に関する製品、商品、サービス等の甲への提供のほか、これらに付帯関連するサービスの提供等乙の事業遂行に必要な範囲においても収集し利用されます。
② 甲の個人情報は、航空運送事業を営む乙の連結対象会社に関するサービスを乙から甲に提供するために収集し利用されます。
③ 乙は、甲の個人情報をＤＭ等によるアンケートへのお願い等の方法により収集することがあります。また、修理、配送及び郵便物の発送等乙の業務の一部を外部の業者に委託することがあります。
④ 甲の個人情報は、法令等に基づく場合又は甲の事前の同意がある場合に限り、第三者へ、第三者提供されます。

（反社会的勢力の排除等）

第２０条　本契約において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいいます。

２．　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、現時点及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約します。

① 自己又は自己の役員(名称を問わず経営に実質的に関与している者をいいます)若しくは自己の社員が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
② 反社会的勢力が実質的に経営を支配していること。
③ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること。
⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

３．　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自己若しくは自己の社員又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約します。

① 暴力的な要求行為。
② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
⑤ その他前各号に準ずる行為。

４．　甲又は乙が前２項に違反した場合、相手方は何らの催告を要しないで、本契約を解除することができるものとします。

５．　前項の場合、解除された者は解除により生じる損害について、解除を行なった者に対し一切の請求を行なわず、解除を行なった者は何らの賠償責任を負わないものとします。また、解除を行なった者は、解除により生じる損害について、解除された者に対し賠償を請求できるものとします。

（合意管轄）

第２１条　本契約に関連、付随して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所（簡易裁判所）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。